

名古屋港に係る外航クルーズ船誘致促進事業 業務委託仕様書

1 目的

昨今、外航クルーズ船の寄港は増加しており、今後もさらなる増加が見込まれる。外航クルーズ船の寄港先は、通常2年後を想定して計画されることから、増加を見越し、クルーズ船社等に積極的なセールスを実施する必要がある。

本事業では、有力クルーズ船社等へのフォローアップ等により、名古屋港への更なる外航クルーズ船誘致を促進する。

2 業務内容

(1) 名古屋港外航クルーズ船社等へのフォローアップ及び観光案内（愛知県・名古屋市共同事業）

2025年度の事業でセールスコール等を実施したクルーズ船社等に対し、フォローアップを実施する。また、名古屋港への外航クルーズ船寄港時に、外国語による観光案内を実施する。

ア フォローアップの実施

(ア) フォローアップに関すること

- ・2025年度の事業でセールスコール等を実施したクルーズ船社等（17社[※]）のうち5社以上に対し、効果的なフォローアップを実施すること。
※本業務委託の企画提案に参加する事業者に対し、別途セールスコール等を実施したクルーズ船社等の情報を送付する。
- ・2025年度の事業でセールスコール等を実施したクルーズ船社等以外に、有効なポートセールス先がある場合は、提案を行うことも可とする。
- ・原則訪問によるフォローアップとするが、訪問により難しい場合は、愛知県及び名古屋市と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・フォローアップ先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・フォローアップ先の選定においては、愛知県及び名古屋市と協議すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県及び名古屋市へ提出すること。
- ・フォローアップを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。

(イ) フォローアップで使用する資料作成に関すること

- ・フォローアップの際のプレゼンテーションに必要な資料については、愛知県及び名古屋市が 2025 年度に実施した「名古屋港に係る外航クルーズ船誘致促進事業」で作成したセールス資料を活用することとし、必要に応じて情報更新を行うこと。
- ・資料について、今後の更新を踏まえ、編集可能なデータ形式とし、成果品として、紙媒体 2 部、電子データ 1 部を別途指示する日までに提出すること。

イ 外航クルーズ船寄港時の観光案内

(ア) 対象クルーズ船

- ・受託者は、契約期間中に名古屋港に寄港する外航クルーズ船のうち、愛知県及び名古屋市が指定する外航クルーズ船の旅客に対して観光案内を実施すること。なお、本契約締結後に、愛知県及び名古屋市から「名古屋港クルーズ船入港予定表」を配布し、観光案内を実施する日時を指定するものとする。ただし、気象条件等により指定した日の寄港がキャンセルとなった場合は、愛知県及び名古屋市と協議の上、別日に実施すること。

(イ) 業務内容

- ・観光案内をするために必要な一切の事務を行うこと。
- ・外国語による案内が可能な 2 名以上の人員を名古屋港管理組合が用意する観光案内ブースに派遣し、観光案内を実施すること。なお、案内言語については、寄港する外航クルーズ船の旅客の国籍構成に応じて対応すること。
- ・業務場所は、名古屋港管理組合が観光案内所として岸壁に設置するテント内とする。ただし、状況によっては駅やシャトルバスの乗降車場等とする場合がある。
- ・業務時間は、外航クルーズ船の入港時間から 8 時間程度、本業務全体で 20 回とする。
- ・業務実施の 2 日前までには名古屋港管理組合及び名古屋港埠頭株式会社と確認連絡を取り、観光案内の対応について委託者に確認すること。名古屋港管理組合及び名古屋港埠頭株式会社の担当者及び連絡先等については、本契約締結後に愛知県及び名古屋市から受託者へ連絡する。
- ・天候や船社の航路変更等で外航クルーズ船が寄港しない場合や想定外の事態に備え、愛知県及び名古屋市と協議をし、緊急連絡体制等の確認を行うこと。
- ・観光案内業務は、名古屋港管理組合を始め、他団体と共同で実施しているため、現場では柔軟に対応すること。

(2) その他提案

- ・上記 2 (1) のほかに、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

3 成果物の提出

下記のとおり、実施結果報告書を提出すること。

(1) 記載内容

- ・フォローアップ実施時の面談記録、記録写真
- ・フォローアップを実施した船社の情報（今後の配船予定、寄港計画等）
- ・観光案内を実施した日時、場所、クルーズ船名、業務時間、業務人数、業務内容
- ・観光案内対応の様子を記録した写真
- ・本事業全体を通じた分析、今後の名古屋港への寄港促進に向けた考察
- ・その他指示したもの

(2) 提出期限

2027年3月19日（金）

(3) 提出部数

紙媒体（A4判）2部、電子データ（PowerPoint形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に愛知県及び名古屋市と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、愛知県及び名古屋市に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供すること

ができるよう保存すること。

- (7) 委託業務の実施にあたり、別添特記事項（「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」）を遵守すること。

5 その他

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、愛知県及び名古屋市の担当者と密接な連携を図りつつ進めるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、関係者と協議のうえ対処するものとし、必要に応じ契約の変更等を行う。
- (2) 見積書の作成に当たっては、共通経費を設けず、業務内容ごとに、報告書作成費、管理費等を積算すること。

<名古屋市の仕様書についての問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課

(名古屋市役所本庁舎4階)

電話 052-972-2219 ファックス 052-972-4200

電子メール a2425-01@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp